

高萩市子育て応援通勤費助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、子育て世代の通勤時間を短縮し、少しでも多くの時間を自宅等での子育てに充て、子どもの健全育成及び転出抑制の一助とすることを目的とし、通勤時間の短縮に係る費用の負担軽減を図るため、予算の範囲内において高萩市子育て応援通勤費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、高萩市補助金等交付に関する規則（平成19年高萩市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通勤手当 就労先から支払われる通勤に要する費用をいう。
- (2) 勤務地 現に勤務している事業所であり、自宅からの通勤手当の支給基準となっている場所をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者は支給の対象としない。

- (1) 平成28年4月1日以降、助成金の申請時において、本市に1年以上住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき高萩市の住民基本台帳に記録されている者を

いう。) であること。

- (2) 就学前の子どもと同居し、かつ、その子どもを現に扶養しているものであること。
- (3) 勤務地が水戸市以南又はいわき市平以北の者であること。
- (4) 交付対象者及び配偶者に市税等の滞納がないこと。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、通勤又は退勤に係る経費であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 高萩駅又は南中郷駅を起点として、水戸駅以南又はいわき駅以北に定期券を利用し通勤している交付対象者が当該区間で利用した特急料金
- (2) 高速道路通行料金であって、次に掲げる区間の料金
 - ア 勤務地が水戸市以南の場合 高萩インターチェンジ又は日立北インターチェンジから那珂インターチェンジ以南までの区間
 - イ 勤務地がいわき市平以北の場合 高萩インターチェンジからいわき中央インターチェンジ以北までの区間

(助成額)

第5条 助成額は、前条の助成対象経費の額とし、月額5,000円を上限とする。ただし、通勤手当又はこれに類するものが雇用主から支給されているときは、その金額を差し引いた額とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、高萩市子育て応援通勤費助成金交付申請書(様式第1

号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就労及び通勤手当等支給証明書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、初めて助成金の交付申請をする年度を除き、毎年度4月及び9月に行うものとする。

(助成金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、高萩市子育て応援通勤費助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の変更申請)

第8条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定通知者」という。)は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに高萩市子育て応援通勤費助成金変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、これを審査し、変更の可否を決定し、高萩市子育て応援通勤費助成金変更交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により当該交付決定通知者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 交付決定通知者は、当該年度の9月及び3月に高萩市子育て応援通勤費助成金交付請求書(様式第6号)に特急又は高速道路を利用したことを証明する書類(領収書等)を添付して、市長に提出

しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の請求があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。この場合において、当該助成金の交付をもって規則第16条に規定する額の確定通知があったものとみなす。

(助成金の返還)

第11条 市長は、交付決定通知者が虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付を受けたときは、既に支給された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。